

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度年に創設された低利融資制度である。(平成5年度に国産材産業振興資金を木材産業等高度化推進資金に組み替え)

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3倍又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 9年度の予算措置及び実行状況

9年度までに政府貸付出資金が126億8,938万円措置され、9年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,193億円となり、また、預託原資貸付資金借入に係る利子補給補助金5,548千円が予算措置された。

9年度末の資金種類別貸付状況は、表31のとおりであり、貸付件数2,968件、貸付け残高665億円に達している。

2 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証制度は、林業者等（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県

表31 資金種類別貸付状況（9年度末貸付残高）

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
素材生産合理化資金（運転資金）	436	66
素 材 生 産 資 金	119	18
素 材 引 取 資 金	317	48
製品流通合理化資金（運転資金）	99	15
間伐等促進資金（運転資金）	39	6
乾燥材供給促進資金（運転資金）	30	5
林業事業体体質強化促進資金 （運転資金）	2	0
円高等環境変化対応経営改善特 別 資 金（運 転 資 金）	32	5
木材加工流通システム整備資金 （設備資金）	2	0
木 材 高 度 利 用 加 工 資 金	1	0
木材市場整備近代化資金	1	0
主 産 地 育 成 整 備 資 金	1	0
経営高度化促進資金（運転資金）	24	4
立 木 等 取 引 資 金	19	3
木 材 加 工 資 金	4	0
木 材 需 要 拡 大 資 金	—	—
新 商 品 普 及 促 進 資 金	—	—
原木確保協定促進資金	1	0
林業経営安定化促進資金 （運転資金）	—	—
計	665	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

に対しこれに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託する。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

9年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出 資 の 状 況

8年度末の出資金の総額は139億765万円であったが、9年度に政府から1億9,100万円（保証出資）、都道府県から9,522万円、林業者等から718万円の出資が行われた結果、9年度末の出資総額は142億105万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社26億4,180万円、組合9億5,107万円、個人7億2,177万円となっている。(表32)

(2) 債務保証の状況

9年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材61%、素材生産が27%と両資金で88%を占め、また、木材産業等高度化推進資金に係るものが64%となっている。

9年度融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。(表33)なお、9年度の代位弁

表32 9年度末出資状況

区 分	出資者数	出 資 額 (万円)	出資額構成比 (%)
政 府		687,550	48.4
都 道 府 県		301,091	21.2
林 業 者 等	7,497	431,464	30.4

(注) 貸付資金及び寄託資金に係る政府出資を計上していない。

表33 9年度末融資機関別保証実績

融 資 機 関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農 林 中 金	3,998	6.7
商 工 中 金	5,810	9.7
都 市 銀 行	2,132	3.6
地 方 銀 行	33,828	56.4
第 二 地 方 銀 行	5,127	8.6
信 用 金 庫	5,622	9.4
そ の 他	3,423	5.6
合 計	59,940	100.0

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表34 9年度経営形態別代位弁済等の状況

区 分	代位弁済 (万円)	求償権残高 (万円)
組 合	1,723	114,369
会 社	69,250	339,218
個 人	8,811	101,662
計	79,783	555,250

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

済は7億9,783万円（前年度5億4,683万円）で、2億5,100万円増加した。（表34）

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の9年度の貸付決定額は表35のとおりであり、全体で前年度より34.1%減少している。

なお、9年度においては、松くい虫の被害対策の的確な推進のため、林業基盤整備資金（造林）の利率等の特例措置を講じたほか、森林整備活性化資金の貸付対象事業を拡大するなど制度の充実を図った。

表35 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付決定額

		(単位：百万円)	
区 分		8 年 度	9 年 度
林業基盤整備	総 数	32,733	30,479
	補 助		
	{ 公有林	2,784	2,996
	{ 私有林	9,693	8,509
	非補助		
	{ 公有林	9,437	8,761
	{ 私有林	10,736	10,152
	樹 苗 養 成	83	63
	林 道	525	350
	森林整備活性化資金	2,170	2,577
林業経営	林 業 経 営 育 成	263	508
	営安定		
	{ 伐 採 調 整	8	0
	{ 林 業 経 営 維 持	27,175	7,132
	農林漁業構造改善事業推進	220	21
	農林漁業施設		
	{ 共 同 利 用	4,500	3,886
	{ 主 務 大 臣 指 定	2,597	1,276
災 害			
	計	70,191	46,230

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

このため国は、資金の貸付けの事業を行う都道府県に対し、貸付資金の造成に必要な経費の一部1億414万円（補助率2/3）を補助した。

また、9年度においては、技術導入資金の「林内作業用トラクタ」の貸付限度額の引上げ等制度の充実を図った。

表36 林業改善資金貸付額の推移

	(単位：億円)				
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
林 業 生 産 高 度 化 資 金	64	62	55	55	46
新 林 業 部 門 導 入 資 金	—	—	—	0	0
林 業 労 働 福 祉 施 設 資 金	8	9	10	7	5
青 年 林 業 者 等 養 成 確 保 資 金	1	1	1	1	1
計	72	72	65	63	52

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

近年における我が国の林業及び林産業を巡る厳しい状況を打開すると同時に、森林及び林産物の利用に対する国民の多様化・高度化する要請に応じていくため、その基盤となる技術に関する広範多岐にわたる試験研究及び技術開発を総合的に推進している。

試験研究に当たっては、国と都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 国の試験研究

森林総合研究所を中心に推進している国の試験研究は、基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林生態系の特性解明と森林の環境形成・保全機能の増進、
- ② 森林資源の充実と林業における生産性の向上、
- ③ 木質系資源の有効利用技術の向上と新用途開発、
- ④ 森林生物機能の開発と利用による技術革新、
- ⑤ 地域に根ざした林業の発展と森林の多面的利用技術の高度化についての試験研究を行うとともに、国際研究の推進、地球環境問題への貢献に努めた。

これら試験研究を実施するために9年度の運営に要した経費は73億4,787万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成9年度には①我が国の急峻な地形等に対応するため、センサー技術、自動制御システム等の先端技術を採用した伐出用機械

及び育林用機械の開発、②林業労働災害防止、労働強度の軽減等を図るための林業機械の開発・改良、③高性能林業機械と路網の整備等を組み合わせた作業システムの効率性の実証、普及に助成した。

ア 伐出用機械

地形追従型高知能林業機械、ロングブーム型高性能林業機械、架線用フェーラスシステム、小型ハイパワー高性能林業機械の改良等を行うとともに、新たに多関節ブーム・アーム機構の開発に取り組んだ。

イ 育林用機械

植付機械の開発を完了した。また、自律分散型機械、自走式下刈機械、自走式枝打機械の改良等を行い、新たに小型地形対応式育林機械の開発に取り組んだ。

ウ 林業災害防止・多用途機械

林業用トレーラ車軸ステア・ドライブ装置、液晶ペンコム活用集材架線設計システム、安全新式自動繫留搬器、間伐用直登式伐採前デブランチャー、山元土場における末木枝条処理システム(移動式連続炭化装置)の開発に取り組んだ。

(2) 木材新規用途技術開発事業

木材の新規用途開発を図るため、技術研究組合が行う①樹木に含まれる希少な有効成分を効率的に分出する技術及び副作用の少ない医薬品等として利用する技術、②ウッドセラミックスや木質系生分解性プラスチックを製造し利用する技術の開発に助成し、また、地域のニーズや特質に適合した木材加工・利用の技術情報の収集や異業種を含めた技術開発ポテンシャル等の調査を行った。

(3) その他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

更に、松くい虫対策として、天敵利用による防除システムの開発を進めた。

また、LCA手法による木材製品の環境負荷の調査を実施した。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらのものが森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解等と啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進

し、もって林業の振興を図るとともに森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、9年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業後継者育成対策等事業

ア もりの学園整備事業

林業普及指導事業との連携のもとハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に一般市民に対する森林・林業の教育を推進するため、森林・林業の学習及び技術の習得ができる拠点施設として森林と展示施設等からなる滞在型の「もりの学園」を整備することにつき都道府県に助成した。

イ 林業後継者の育成確保

次代の林業を担う後継者の育成確保を図るため、国、都道府県、市町村の各段階で総合的な後継者育成対策を実施した。

(ア) 普及情報提供事業

適切かつ積極的な林業、特用林産の経営活動の展開に資するため、それらに関する経営・技術情報を収集し、全国の普及指導職員、市町村、森林組合等に対して迅速に提供するとともに、普及啓発情報誌の発行等の実施につき民間団体に助成した。

(イ) 普及活動高度化特別対策事業

普及指導職員及び地域の指導的林業者の資質を向上するため、国内・外の企業や研究機関等を活用した長期・集中的な研修等の実施、高度先端的な技術の現地適応試験等の実施、専門知識・技術を有する人材の普及指導協力員としての活用、林業経営の特別指導等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

(ウ) 森林林業普及啓発推進事業

21世紀の森林を担う人材を養成確保するため、小中高校の児童生徒が林業体験、自然観察等を実施するための学びの森の整備、林業高校生等を対象とした林業機械等の実働展示を実施することにつき都道府県に助成した。

(エ) 林業後継者育成事業

後継者に対する教育指導体制を整備するため、後継者対策の基本方針を検討・立案する「対策会議」の開催、学卒予定者等の林業・木材業関係への就業促進、後継者等が森林・林業に関する総合的な技術・知識を習得するための「林業教室」の実施、後継者等が行う技術開発のための情報収集・施設・資機材の整備等につき都道府県及び市町村等に助成した。

(オ) 後継者リーダー養成事業

地域林業を推進するため、中核的役割を果たす指導者を育成するとともに、技術的業務にかかる専門的資格者を養成することにつき民間団体に助成した。

(カ) 国民参加の森林づくり推進事業

多様な人々の自発的な森林づくりを支援するため、市民グループ等の受け入れ先、参加希望者の情報を収集・蓄積し、提供できるネットワークを整備するとともに、参加者の研修等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

(キ) はつらつ林業女性活動促進事業

林家の女性等の林業活動等への参画を促進し、山村・林業の活性化を図るため、林業女性活動の普及啓発や女性の視点を活かした複合経営の推進等の地域活動・生産活動を積極的に支援するため都道府県等に助成した。

(2) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と経営改善

国有林野事業は、林野庁所管の国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、戦後の荒廃森林の復旧整備、高度経済成長期における木材需要拡大への対応、また、近年では公益的機能の高度発揮への要請に対応して自然環境の保全を考慮した森林施業を実施するなど、それぞれの時代の要請に対応した事業運営を行ってきた。今後とも、多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応じて、①国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の森林のもつ公益的機能の高度発揮、②林産物の計画的、持続的供給、③農山村地域の振興への寄与など、我が国森林・林業の中核的存在として国民経済と国民生活において、重要な役割を果たしていくことが期待されている。

国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる761万haに及び、民有林に比べ学術研究や風致上重要な天然林等が多く存在している。また、その大部分が脊梁山脈に広く位置していることから、国土の保全、水資源のかん養等公益的機能の発揮を特に重視すべき森林が多い。

これらの国有林野を管理経営する組織としては、中

央機関として林野庁、地方機関として営林（支）局、営林署、さらに現場組織として森林事務所、事業所等が設置されている。

国有林野事業は、このような経営基盤の組織の下に特別会計制度によりその使命を果たしてきたところであるが、昭和50年代以降財務状況が悪化し、連年損失を計上するに至ったため、昭和53年に「国有林野事業改善特別措置法」を制定し、同法に基づき、「国有林野事業の改善に関する計画」を定め、以降数次にわたり計画の見直しを行い、現在は平成3年7月に策定された改善計画に基づき、経営改善に取り組んでいるところである。

この計画では、①森林のもつ多面的な機能のうち、特に重点的に発揮させるべき機能に着目して、国有林野を国土保全林、自然維持林、森林空間利用林及び木材生産林に類型化し、それぞれの類型に応じた適切な管理経営、②民有林・国有林を通じて、流域を基本的単位とし、上下流間の連携強化を図りつつ関係者の総意の下にその流域の特質に応じた森林整備、林業生産等を進める森林の「流域管理システム」の下での事業運営を管理経営の基本的方針として、森林の整備目標を達成することとしている。また、累積債務を経常事業部門と区分し、①経常事業部門については、事業の民間実行の徹底、要員規模の適正化、組織機構の簡素化・合理化、自己収入の拡大、一般会計繰入などの所要の措置を講ずることにより改善期間内に借入金に依存しない経営体質に転化する、②累積債務については、林野・土地等資産の徹底した見直しによる売払い収入の拡大を図り、その縮減・解消に努めることとしている。

平成9年度は、この改善計画に基づき、経常事業部門においては、事業の民間実行の徹底（素材生産における請負比率66%（8年度）→71%（9年度））、要員規模の適正化、組織機構の簡素化・合理化（35営林署の統合・改組、森林センター等の職員15名の一般会計への振替え等）等、累積債務については、林野・土地等の資産の処分による自己収入を充当するとともに、不足分については別途財源措置を講じる等の経営改善を推進した。

しかしながら、国有林野事業の現状を見ると、①安価な輸入外材との競合による木材価格の低迷、②自然保護、環境保全等の要請による伐採制限、③人工林の大半が資源的に成熟していないことなどから林産物収入が減少している一方で、支出については、要員がなお調整過程にあることから恒常的に多額の退職手当が必要となっているとともに、森林の持つ多様な機能を

発揮するため、保育や間伐の実施等適切な森林の整備を行う経費が必要となっている。このように給与経費、造林、林道整備等の各事業への経費等の支出が、自己収入を上回っており、これに伴い借入金が増加している。この結果、累積債務が平成8年度末で3兆5千億円余に達するなど極めて厳しい財務状況となっており、このままでは国有林野事業の使命を果たしていくことが困難となっている。

このため、平成9年12月に閣議決定された「国鉄長期債務処理のための具体的方策及び国有林野事業の抜本的改革について」に基づき、国有林野事業の健全な運営が確保され、その使命が十全に果たされるよう、①国有林野の管理経営を公益的機能重視に転換
②組織・要員の徹底した合理化、縮減
③独立採算制を前提とした企業特別会計制度の見直し
④累積債務の本格的処理
を柱とした抜本的改革を推進することとしている。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

9年度に国有林野で伐採された立木は1,049万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの488万 m^3 、丸太生産の資材としたもの161万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官収分は17万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等ユーザーのニーズにそって安定的・持続的に供給すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効果的な事業実行に努めている。

9年度は、132万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多目的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点にたって計画的にこれ

を整備することとしている。

このため、9年度は林道事業に一般会計から117億3,600万円の繰入れを行い、118kmの林道新設等の事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、9年度は一般会計より133億3,200万円の繰入れを行い、新植植付3千ha、育成天然林造成2千ha、保育7万2千ha等の事業を行った。

(5) 種 苗 事 業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。

この事業では、種子穂の採取、まき付け、さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種園、採穂園からの育種苗の生産に努めている。

なお、9年度は658万本の苗木払出しを行った。

(6) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業7箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。

9年度においては、第九次治山事業七箇年計画（平成9～15年度）の初年度として、全額一般会計により事業費358億円をもって実施した。

(7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境界点数約356万7千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な図根測量、境界測量及び境界検測を最優先事業として実施した。なお、9年度の実績は表37のとおりである。

表37 9年度国有林野の測定事業実績

図 根 測 量	34点
境 界 測 量	256km
境 界 検 測	500km
境 界 検 測 ・ 改 設	1,867点
境 界 巡 検	37,649km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山勘定が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。国有林野事業勘定の9年度の決算額は歳入5,504億円、歳出5,526億円であり、22億円の歳出超過となった。

(1) 歳 入 歳 出

9年度予算は歳入5,799億円で造林及び林道投資等のための借入金2,951億円及び一般会計より受入615億円を含み、また、歳出5,799億円であった。

(ア) 歳入の部

収納済歳入額は5,517億円であって、これを歳入予算額に比べると282億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入においては林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため240億円減少し、林野等売払代においては不要存置林野の売払単価が予定を下回ったこと等のため279億円、土地の売払面積が予定より少なかったこと等のため273億円の減少となり、計553億円減少し、雑収入においては森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため66億円減少し、一般会計より受入が、翌年度への繰越事業があったこと等のため6億円減少した。

(イ) 歳出の部

歳出予算現額は6,294億円であって、その内容は歳出予算額5,799億円、前年度繰越額495億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は5,577億円、翌年度繰越額447億円であって、不用額270億円である。翌年度繰越額は法第16条の規定による支出未済繰越額407億円及び明許繰越額40億円である。不用額は林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損 益 計 算

総収益額1,545億円に対し、総費用額2,939億円となっており、差引き1,395億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を8年度の損益計算上の損失1,067億円と比べる327億円の増加となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物等の売上高が、販売数量の減少等により211億円、林野等売払収入が売

表38 損 益 計 算 書

(9年4月1日から10年3月31日まで)

費 用		収 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	726	売 上 高	675
治 山 事 業 費	159	林 野 等 売 払	366
		収 入	
一 般 管 理 費	432	雑 収 入	105
及 販 売 費			
減 価 償 却 費	450	一 般 会 計	240
		よ り 受 入	
資 産 除 却 損	55	森 林 保 全 経 費	69
		等 財 源 受 入	
支 払 利 子	1,114	利 子 財 源	171
		受 入	
雑 損	5	治 山 勘 定	159
		よ り 受 入	
		雑 益	1
		本 年 度 損 失	1,395
計	2,939	計	2,939

表39 貸 借 対 照 表

(10年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	190	借 入 資 本	38,132
固 定 資 産	68,444	自 己 資 本	48,040
繰 越 欠 損 金	16,143		
本 年 度 損 失	1,395		
計	86,172	計	86,172

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

払単価が下回ったこと等により234億円、雑収入が受託事業収入の減少等により17億円減少した。費用においては、支払利子が借入金の累積の増大に伴い41億円増加したが、経営費で80億円、一般管理費及び販売費で56億円、減価償却費で17億円、雑損で3億円減少した。(表38、39)

4 国有林野の活用等

国有林野事業は林業基本法（昭和39年法律第161号）第4条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法

律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は9年度末現在で次のとおりである。

農業用活用決定面積	5万6千ha
林業用活用決定面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は9年度末現在で、貸付使用面積8万ha、分収造林契約面積13万3千ha、共用林野契約面積160万6千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に導入され、制度化が図られたところであり、それ以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の資源の整備充実を図り経営改善に資することを旨として、積極的に実施しているところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分並びに国が行う保育及び管理に要する費用を負担してもらい、伐採時における収益を国と契約者とで分収するものとしている。

なお、9年度末現在における契約状況は、次のとおりである。

契約面積	25,345 (ha)
契約口数	102,597 (口)
契約者数	85,203 (人)

(3) 森林空間総合利用事業

国有林野事業においては、近年の森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開しつつ、併せて地域振興に寄与することとしている。また、特に国有林野の中の自然景観が優れた地域や野外スポーツに適した森林空間、温泉資源等を国民の利用に供するため、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を総合的に整備するとともに、都市と農山村との交流を促進し、もって国民の福祉の増進、森林・林業の活性化、地域の振興等に寄与するものとして、「ヒューマン・グリーン・プラン」を推進している。9年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,276箇所
・自然休養林	91箇所

・自然観察教育林	169箇所
・森林スポーツ林	75箇所
・野外スポーツ地域	250箇所
・風景林	572箇所
・風致探勝林	119箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定箇所29箇所	

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は9年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
林野整備による買入面積	5万ha

5 国有林野事業の労働情勢（9年度）

国有林野事業については、平成3年7月に策定された新たな改善計画（平成3年度から12年度までの10年間）に即し、改善計画を進めてきたところであるが、資源的制約に加え材価の低迷等により厳しい財務状況をかんがみ、林政審答申（平成9年12月18日）等に基づき、

- (1)管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換
 - (2)組織・要員の徹底した合理化、縮減
 - (3)企業特別会計制度から一般会計繰り入れを前提とした特別会計制度に移行
 - (4)累積債務の一般会計承継
- 等を柱とする「国有林野事業の抜本的改革」が推進されることとなった。

このような林野庁を取り巻く情勢の中で、労使間においても改革案に対する論議がされ、全林野労働組合、日本林業労働組合の両労働組合は、行財政改革や林政審議会等においても、国有林の経営改善に関する労働組合としての考え方等が反映されるよう取り組んだ。

特に、全林野労働組合は9月18日から20日に札幌市で開催した「第50回定期全国大会」において、林政の構造問題の抜本是正、国有林は国が所有し、かつ国の責任で一元的に管理し、累積債務の処理や経常事業経費は一般財源で賄うことを求めるとともに、

- ・国有林を真に「国民の森」とするためには国有林野事業が一定の直接要員を確保しての事業実行
- ・労働者の身分・雇用・労働条件の確保
- ・地方林活議連の早期結成とネットワーク化
- ・環境の保全・森林資源の回復などを求める国民世論の結集
- ・組織統一と林業関連労働者の結集
- ・ゆとり、豊かさ、社会的公正を求めた、賃上げ・格

差是正・時短

等を決議し取り組んだ。

一方、日本林業労働組合は10月24日から25日に東京都で開催した「第39回定期全国大会」において、林業労働者の社会的・経済的地位の向上を目指し、労働組合の社会的責任のもとに森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の健全な再構築を図るため、

- ・森林を「社会資本」として位置づけ、民・国一体とした総合林政の推進
 - ・業務・組織機構・要員の三位一体となった将来展望を明確にさせ、一般会計を主体とした財政基盤の確立
 - ・ゆとり・豊かさ・社会的公正が実感できる職場・地域環境の実現
 - ・全組合員の参加による新たな組織への展望
- 等を決議し取り組んだ。

こうした労働情勢の中、新たな改善計画における組織の再編で、平成10年3月31日に、35営林署の統合・改組を実施した。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

森林国営保険の平成9年度末の加入状況は表40のとおり、民有人工林793万8千haに対し、117万4千haで、民有人工林の14.8%に当たっているが、年齢別にみると、Ⅰ、Ⅱ年齢（林齢1年生～10年生）の幼齡林が39万7千haで、加入面積の34%を占めている。また、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でも22.8%と低水準である。

こうした中で、今後、新規契約及び継続契約の一層の拡大に努めるとともに、中高齡林の加入率を高めることが重要な課題となっている。

このような状況に対処し、9年度予算においては、森林資源の成熟化、災害発生態様の変化に対応した効率的かつ安定的な事業運営体制を確立するため、森林国営保険と全森連共済を一体的に運営する「森林共済セット保険」を引き続き行うこととし、歳入については、最近の森林国営保険及び全森連共済の契約保有状況を基礎とし、保険契約面積556,500ha（前年度552、

表40 森林国営保険の年齢別加入状況（9年度末現在）

年齢	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積(千ha)	239	321	498	694	6,186	7,938
加入面積(千ha)	174	223	108	138	531	1,174
加入率(%)	72.9	69.6	21.6	19.9	8.6	14.8

表41 歳入歳出予算額

項目	8年度	9年度
森林保険収入	12,391,809	12,520,549
保険料	3,148,181	3,316,712
前年度繰越資金受入	9,243,628	9,203,837
雑収入	638,449	536,932
歳入合計	13,030,258	13,057,481
森林保険費	2,120,701	2,160,777
賠償償還及払戻金	35,007	34,759
保険金	2,085,694	2,126,018
森林保険業務費	1,359,407	1,394,327
予備費	2,000,000	2,000,000
歳出合計	5,480,108	5,555,104

500ha)により予定した。

なお、森林国営保険及び全森連共済の責任歩合については、最近の両事業の新規契約の加入状況、全森連共済の経営状況を勘案の上、森林国営保険は、50%(全森連共済50%)を予定した。

この計画に伴う歳入は表41のとおり保険料収入33億1,671万2千円、前年度繰越資金受入92億383万7千円、預託金利子収入を主体とする雑収入5億3,693万2千円で、合計130億5,748万1千円を予定した。これは前年度歳入予算額130億3,025万8千円に比べ2,722万3千円の増となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が21億6,077万7千円、保険業務を運営するために必要な業務費13億9,432万7千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費20億円で、合計55億5,510万4千円を予定した。

2 事業の実施計画

(1) 保険契約

9年度の保険契約の実績は表42のとおり、保険金額では3,579億64百万円となっており、対前年比で1.4%の増となっている。

表42 9年度保険契約実績

年齢	8年度	9年度	対前年
I	29,549	25,635	86.8%
II	11,441	10,689	93.4%
III	21,842	19,192	87.9%
IV	28,365	25,835	91.1%
V以上	261,761	276,614	105.7%
計	352,958	357,964	101.4%

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから9年度中に期間満了となるものを差し引いた9年度末の契約保有高は、面積117万ha、保険金額1兆1,456億6,287万円となったが、これは前年に比べ、面積5万haの増、保険金額で135億4,957万円の減となっている。

(2) 損害てん補

9年度の災害別の保険金支払実績は、表43のとおりで8億6,795万円(面積2,004ha)である。

表43 9年度災害別損害てん補実績

災害別	面積(ha)	てん補金額(千円)
火災	208	170,977
風水害	87	80,829
水害	40	30,959
雪害	348	207,589
干害	942	236,857
凍害	378	140,628
潮害	0	121
噴火	—	—
計	2,004	867,959

3 森林保険特別会計

この事業は、森林保険特別会計法(昭和12年法律第26号)に基づき特別会計を設置し運営している。

9年度の収納済歳入額は118億8,395万円、当初予算に比べ11億7,352万円の減となった。一方、支出済歳出額は20億5,794万円で、歳入歳出の差し引きは98億2,600万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額等86億3,248万円を控除するので、決算上は11億9,352万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。